

- ・開発に伴う流出抑制対策。(市土木課)
- ・1ha越えの開発行為については、県土地対策会議において県治水担当から意見が付されます。
- ◎区域の大部分が農振法農用地区域になっているため、農地法の許可が必要。(市農業政策課)



(豊明-2)  
 都市計画法第34条第12号の区域  
 (豊明-3)

区域豊明-3  
 この区域は、下記の要件を含んでいますので、愛知県及び豊明市関係各課との事前協議が必要です。

- ◎1ヘクタールを超える開発を行う場合は、愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議が必要となりますので、県土地水資源課と事前調整してください。
- ◎希少種の生息生育があるかどうか事前に確認してください。(市環境課)なお、確認された場合は、その保全策を県自然環境課と協議してください。
- ◎1ヘクタールを超える開発を行う場合には、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、大規模行為の届出を提出してください。
- ◎自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑地の質の確保に向けた取り組みをお願いしていますので、開発計画をできるだけ早い段階で尾張県民事務所環境保全課もしくは県自然環境課に相談してください。
- ◎県営ほ場整備事業及び県営一般農道整備事業の実施区域内ですので、尾張農林水産事務所建設課及び市農業政策課と事前調整してください。
- ◎1ヘクタールを超える開発を行う場合は、土地対策会議で県河川課から意見が付されます。
- ◎特定都市河川流域(境川)のため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流出抑制対策が必要となります。(市土木課)

- 地区計画
- 地区計画
  - 高度利用地区
  - 生産緑地地区
  - 34条12号の区域

100m